

送り付け商法(ネガティブオプション)への対処法

問 企画調整課 商工振興係
☎476-1111(229)

◆一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



特定商取引法の改正(R3.7.1改正)により、売買契約に基づかないで一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分できるようになりました。

身に覚えのない商品が届いた場合には、まずは受け取らないようにしましょう。

一方的な送り付け行為への対応3か条

①商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

②事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務はありません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

③誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、町の消費生活相談窓口へ相談しましょう。

※送り付け商法(ネガティブオプション)とは

注文していない商品を、勝手に送り付け、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法です。

大崎町 消費生活相談窓口

役場企画調整課 商工振興係 ☎476-1111(内線229)